

熊本県中小企業融資制度要項

平成21年3月31日

告示第304号

(目的)

第1条 この要項は、県内中小企業者の金融の円滑化を図り、県内中小企業の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において「中小企業者」とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に定める中小企業者をいう。

(融資資金)

第3条 この要項に基づき融資する資金（以下「本資金」という。）は次の各号のとおりとする。

- (1) 熊本県金融円滑化特別資金
- (2) 熊本県小規模事業者おうえん資金
- (3) 熊本県創業者支援資金
- (4) 熊本県経営革新等支援資金
- (5) 熊本県新事業展開支援資金
- (6) 熊本県中小企業短期資金
- (7) 熊本県事業承継者おうえん資金
- (8) 熊本県経営改善資金
- (9) 熊本県台湾関連ビジネス拡大支援資金
- (10) 熊本県生産性向上等緊急支援資金

2 前項各号の融資対象者、資金使途、融資限度額、融資条件等は別に定めるものとし、信用保証と申込先は、別表1のとおりとする。

3 第1項各号の取扱金融機関は別表2のとおりとする。

4 取扱金融機関が第1項に定める資金の取扱いを辞退しようとするときは、県に指定の取消申請書（別記第1号様式）を提出しなければならない。

5 金融機関が第1項に定める資金の取扱いを希望するときは、県に取扱金融機関の指定申請書（別記第2号様式）を提出するものとし、県は、申請の内容を審査して、指定通知書（別記第3号様式）により取扱金融機関の指定を行うものとする。

6 取扱金融機関が次の事項に該当するときは、県と熊本県信用保証協会（以下「保証協会」という。）が協議し、県は、取扱金融機関の資金の取扱いを見直すことができるものとする。

- (1) 代位弁済率が著しく高い場合
- (2) 要項、法令等に反した取扱いを行った場合
- (3) 融資実績がない場合

(融資対象者)

第4条 融資対象者は、次に掲げる要件のすべてを満たさなければならない。

- (1) 保証協会の保証対象となる事業を営む中小企業者であること。
- (2) 県内で事業を営んでいること。
- (3) 借入目的と同一事業を1年以上営んでいること。ただし、次に掲げる場合を除く。

ア 創業前又は創業後1年未満の者が熊本県創業者支援資金で融資を受ける場合

イ 異業種展開前又は異業種展開後1年未満の者が熊本県新事業展開支援資金、熊本県経営革新等支援資金で融資を受ける場合

ウ 事業承継後1年未満の者が熊本県事業承継者おうえん資金で融資を受ける場合

エ 借入目的と同一事業を3月以上営んでいる者が令和2年新型コロナウイルス感染症に係る熊本県金融円滑化特別資金及び経営改善資金で融資を受ける場合

(4) 取扱金融機関の取引停止処分を受けていないこと。

(5) 保証協会に対して代位弁済による求償債務がないこと。ただし、中小企業活性化協議会等が再生計画の策定を支援し、求償権消滅保証を利用して事業再生を行う場合を除く。

(6) 納期が到来した県税について滞納がないこと。

(信用保証)

第5条 本資金のうち第3条第1項第1号から第5号まで及び第7号から第10号までに規定する資金は保証協会の信用保証（以下「保証」という。）に付するものとし、同項第6号に規定する資金は取扱金融機関が必要と認める場合に限り、信用保証を付するものとする。

(融資申込)

第6条 本資金の融資を受けようとする者は、別に定める申込書及び提出書類（以下「申込書等」という。）を事業所所在地の商工会議所、商工会若しくは熊本県中小企業団体中央会（以下「商工団体」という。）又は取扱金融機関に提出するものとする。

2 前項に定める申請書等は別表3のとおりとする。ただし、別の書類により要件及び内容の確認が可能な場合は、その書類に代えることができるものとする。

(融資のあつせん)

第7条 前条の申込書等を受理した商工団体は、速やかに調査を行い、調査の結果、融資を行うことが適当と認めたときは、別に定める商工団体意見書（以下「意見書」という。）を作成し、申込者に交付又は取扱金融機関に直接送付するものとする。

(取扱金融機関の審査)

第8条 第6条の申込書等を受理した取扱金融機関は、速やかに内容の審査を行い、申込書等に保証協会の求める書類を添えて保証協会に送付するものとする。

(保証協会の審査)

第9条 前条の書類等を受理した保証協会は、速やかに内容の審査を行い、保証することが適当と認めるときは、信用保証書を当該取扱金融機関に送付するものとする。

(融資の実行)

第10条 前条の信用保証書を受理した取扱金融機関は、融資が適当と認めるときは融資を実行するものとする。

(重複貸付の特認)

第11条 本資金の融資を受けようとする者は、熊本県歳計現金余裕金貸付規則（昭和34年熊本県規則第14号。以下「歳計現金余裕金貸付規則」という。）第8条ただし書きの規定により知事が必要と認めた者として、本資金の融資を重複して受けることができるものとする。

(借換え)

第12条 熊本県金融円滑化特別資金、熊本県事業承継者おうえん資金（熊本県事業承継者おうえん資金実施要領第2の(3)に定める融資対象者に限る）、熊本県経営改善資金及び熊本県生産性向上等緊急支援資金については、別表4に定める資金の債務返済を目的として融資を受けることができる。

(貸付原資)

第13条 県は、本資金を運用するために、歳計現金の運用状況を勘案し、予算の範囲内で歳計現金余裕金貸付規則に基づき取扱金融機関に貸付け（以下「預託」という。）を行う。

2 前項による預託は熊本県公金管理に関する方針のほかこの要項に基づき行うこととし、預託を受けた取扱金融機関は、貸付を受けた資金に別表5に定める以上の自己資金を加えて融資枠を設定し、この要項で定めるところにより融資を行うものとする。

3 取扱金融機関は、歳計現金余裕金貸付規則に定められた手続きをよく理解したうえで、県が別に定める期日（以下「期限」という。）までに、預託申込手続き等（以下「預託手続き」という。）を行わなければならない。なお、事前に県の承諾を得ずに、期限内に預託手続きが行われない場合は、県は、当該金融機関に対して預託を行わないことができるものとする。

（損失補償）

第14条 県は、この制度の実施のため、損失補償を行うことが必要と認める資金については、保証協会との間に損失補償契約を締結する。

（虚偽の申込みによる期限の利益の喪失）

第15条 取扱金融機関及び保証協会は、この要項に基づく融資について制度の利用者に関係書類の不実記載、資金使途の虚偽流用等この要項に違反する事項があると認めたときは、当該利用者に対して期限の利益を喪失させて融資の返還を求めることができる。この場合において、融資の返還については、個々の事情に応じた措置を講じるものとする。

（歩積、両建等の禁止）

第16条 取扱金融機関は、この要項に基づく融資について歩積又は両建等の条件を付けてはならない。

（融資状況の報告）

第17条 保証協会及び取扱金融機関は、毎月10日までに、前月の融資状況報告書を県に提出しなければならない。

2 取扱金融機関の融資状況の報告については、融資状況報告書（別記第4号様式）により行うものとし、報告方法は、持参、郵送、FAX又は電子メールのいずれでもよいものとする。また、あらかじめ県の承認を得た場合は、任意の様式で報告することができるものとする。

3 保証協会の報告内容については、県と保証協会が協議して行うものとする。

（協議、調査等）

第18条 県は、この要項の適正かつ円滑な運営を図るため、取扱金融機関、保証協会及び商工団体と適宜協議するとともに、必要と認めるときは報告を求め、又は調査を行うことができる。

（疑義照会）

第19条 要項及び当該実施要領に定めがない事項等取扱いに疑義が生じた場合は、関係機関は、疑義照会書（別記第5号様式）により照会することとし、県からの回答により取扱うものとする。

（経営支援プログラム）

第20条 取扱金融機関は、商工会議所及び商工会（商工会連合会を含む。）が行う熊本県小規模企業等経営支援基本方針に基づく経営支援プログラム実施企業として金利の優遇を受けた企業（以下「優遇企業」という。）を担当する会議所及び商工会（商工会連合会を含む。）の経営指導員に対して、優遇企業に係る経営支援プログラムの進捗状況の報告、優遇企業との面談日時の設定等を求めることができるものとする。

（雑則）

第21条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要項は、平成21年4月1日から施行する。

（熊本県産業活性化資金融資制度要項等の廃止）

2 下表に掲げる融資制度要項は、廃止する。

（1）熊本県産業活性化資金融資制度要項（平成17年熊本県告示第512号）

（2）熊本県金融円滑化特別資金融資制度要項（平成13年熊本県告示第326号）

- (3) 熊本県小規模事業者おうえん資金融資制度要項（平成19年熊本県告示第786号）
 - (4) 熊本県創業者支援資金融資制度要項（平成8年熊本県告示第384号）
 - (5) 熊本県新事業展開支援資金融資制度要項（平成16年熊本県告示第293号）
 - (6) 熊本県経営サポート資金融資制度要項（平成19年熊本県告示第319号）
 - (7) 熊本県中小企業短期資金融資制度要項（昭和49年熊本県告示第499号の2）
- （経過措置）

3 この要項の施行日前に、前項の要項による改正前の規定により貸付がなされた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要項は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要項の施行の日前に、この要項による改正前の熊本県中小企業融資制度要項の規定により貸付がなされた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要項は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要項の施行の日前に、この要項による改正前の熊本県中小企業融資制度要項の規定により貸付がなされた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要項は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、令和2年3月23日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、令和2年5月7日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、令和5年1月10日から適用する。

附 則

- 1 この要項は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、令和6年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、令和6年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、令和6年9月17日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、令和7年6月2日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、令和7年6月30日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、令和7年7月31日から施行する。

別表1（第3条関係）

資 金 名	信用保証	申込先		
		商工団体	取扱金融機関	産業支援財団
金融円滑化特別資金	○	○	○	
小規模事業者おうえん資金	○	○	△	○
創業者支援資金	○	○	▲	
経営革新等支援資金	○	○	○	
新事業展開支援資金	○	○	○	
中小企業短期資金	★	○	○	
事業承継者おうえん資金	○	○	○	
経営改善資金（経営改善・再生支援強化型）	○	○	○	
台湾関連ビジネス拡大支援資金（一般枠）	○	○	○	
台湾関連ビジネス拡大支援資金（海外投資枠）	○		○	
生産性向上等緊急支援資金			○	

※ △＝熊本県信用組合のみ申込先となることできる。

▲＝商工会議所法又は商工会法に定める商工業者以外で、会議所又は商工会で受付けることができない業種については、取扱金融機関が申込先となることできる。

★＝保証を要件とはしないが、取扱金融機関が必要と認めるときは保証付きとすることもできる。

別表2（第3条関係）

取扱金融機関

肥後銀行、熊本銀行、熊本信用金庫、熊本第一信用金庫、熊本中央信用金庫、天草信用金庫、熊本県信用組合及び熊本県医師信用組合の本支店、並びに商工組合中央金庫、みずほ銀行、三菱ＵＦＪ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、鹿児島銀行、南日本銀行、長崎銀行、北九州銀行、豊和銀行、横浜幸銀信用組合、大分銀行、十八親和銀行、宮崎銀行及び朝銀西信用組合の県内各支店

別表 3（第 6 条関係）

（ 1 ） 共通提出書類

提出書類	法人	個人	備 考
①熊本県中小企業融資制度申込書【別記第 6 号様式】	○	○	
②印鑑証明書（写）	○	○	令和 3 年 4 月以降の保証協会の利用が初めての場合
③決算書	○		直近 2 期
④確定申告書		○	直近 2 年
⑤すべての県税（個人県民税及び地方消費税を除く）について未納がないことが証明された納税証明書（写）	○	○	
⑥商業登記簿謄本（写）	○		保証協会の利用が初めての場合 ※ 2 回目以降は、変更がある場合等必要に応じて提出を求める場合がある。
⑦その他関係機関が必要とする書類	○	○	

※ N P O 法人が申込人の場合は、「③決算書」を「③事業報告書、計算書類及び財産目録」に、「⑥商業登記簿謄本」を「⑥商業登記簿謄本、年間役員名簿、社員のうち十人以上の者の氏名及び住所を記載した書面」に読み替える。

※提出する書類及び証明書類は、申込口数ごとに提出するものとし、証明書類は、融資申込の日から 3 か月前までに発行されたものでなければならない。

(2) 中小企業者により必要な提出書類

提出条件	提出書類			備考
		法人	個人	
①商工団体があつせんする場合	☐ 商工団体意見書【別記第7号様式】		○ ○	経営支援プログラム実施企業として優遇措置を受ける場合は、経営支援プログラムの事業計画書を添付すること。
②保証協会の利用が初めての場合	☐ 市町村県民税	納税証明書	○ ○	直近2年
		所得証明書〔所得の内訳が分かるもの〕	○ ○	直近2年
③許認可が必要な業種の場合	☐ 営業許可証		○ ○	
④決算期から6か月以上経過しており、関係機関が徴求する必要があると判断した場合	☐ 残高試算表		○ ○	直近
⑤出資の額又は資本の総額が中小企業信用保険法で定める金額を超え、かつ、常時使用する従業員数が規定の人数の90%を超えており、関係機関が徴求する必要があると判断した場合	☐ 従業員数を確認できる公的機関が発行する証明書 〔労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書(写)等〕		○ ○	
⑥関係機関が必要とする場合	☐ 資金繰表【別記第8号様式】		○ ○	
	☐ 収支予定表【別記第9号様式】		○ ○	
	☐ その他関係機関が必要とする書類		○ ○	
⑦経営支援プログラム実施企業として優遇措置を受ける場合(①の商工団体があつせんする場合を除く)	☐ 商工会議所、商工会が作成した経営支援プログラムの事業計画書(写、原本証明を要する)		○ ○	

※提出する書類及び証明書類は、申込口数ごとに提出するものとし、証明書類は、融資申込の日から3か月前までに発行されたものでなければならない。

別表 4（第 12 条関係）

資金名	借換可能	借換不可
熊本県金融円滑化特別資金 熊本県生産性向上等緊急支援資金	熊本県中小企業融資制度要項又は各資金の実施要領で定める資金（取扱終了分も含む）	・熊本県小規模事業者資金のうち無担保・無保証人による融資 ・熊本県小規模事業者おうえん資金（無担保・無保証人枠） ・熊本県中小企業短期資金 ・熊本県中小企業無担保クイック融資資金（くまもとファイト資金）のうち「ファイト2」に区分されるもの ・台湾関連ビジネス拡大支援資金において同時実行された金融機関プロパー融資 ・生産性向上等緊急支援資金において同時実行された金融機関プロパー融資 ・責任共有対象資金として融資を受けた資金の責任共有対象外となる資金への借換え
熊本県事業承継者おうえん資金 熊本県経営改善資金（経営改善・再生支援強化型）	保証協会が債務の保証を行った融資	左記以外の融資

※その他資金については、同一資金でのみ借換可能。

別表 5（第 13 条関係）

資金名	協調倍率		
		県	金融機関
小規模事業者おうえん資金、創業者支援資金	1.5	1	0.5
経営革新等支援資金、事業承継者おうえん資金	3	1	2
金融円滑化特別資金（下欄規定の同資金融資対象者を除く）、新事業展開支援資金、台湾関連ビジネス拡大支援資金	4	1	3
金融円滑化特別資金（令和2年7月豪雨分）、経営改善資金（経営改善・再生支援強化型）	6	1	5
生産性向上等緊急支援資金	10	1	9
中小企業短期資金	20	1	19

年 月 日

熊本県知事 様

住 所

金融機関名

代 表 者 名

印

熊本県中小企業融資制度取扱金融機関の指定の取消しについて(申請)

年 月 日をもって、熊本県中小企業融資制度の取扱金融機関の指定の取消しを申請します。

記

取扱いを止める理由

年 月 日

熊本県知事 様

住 所
金融機関名
代 表 者 名

印

熊本県中小企業融資制度取扱金融機関の指定について（申請）

熊本県中小企業融資制度の取扱いを行いたいので、下記のとおり申請します。

記

1 指定申請理由

2 取扱店

①住所

②店名

年 月 日

（申請者） 様

熊本県知事

熊本県中小企業融資制度取扱金融機関の指定について（通知）

年 月 日で申請がありました標記のことについては、下記のとおり指定します。

記

- 1 指定対象金融機関
- 2 指定年月日
年 月 日
- 3 事務処理方法
関係法令、熊本県中小企業融資制度要項、関係規則等に基づき事務処理を行う
- 4 その他
その他、事務処理にあたり生じた疑義事項については、熊本県、関係機関と協議して定めるものとする。

年 月 日

熊本県知事

様

金融機関名

熊本県中小企業短期資金 融資状況報告書

年度 月分の融資状況を次のとおり報告します。

（単位：千円）

区分	前月末残高 (A)	当月中貸出額 (B)	当月中償還額 (C)	当月末貸出残高 (A+B-C)	当月末までの 貸出累計 (当年度4月 からの累計)
件数				0	
金額				0	

年 月 日

熊本県商工振興金融課 あて

(FAX) 096-383-1854

機 関 名 : _____

疑 義 照 会 書

下記事項の取扱いについて疑義がありますので、照会します。

記

疑義項目	
疑義内容	

照 会 元	部 署 名	
	担 当 者 名	
	電 話 番 号 ()	—
	F A X ()	—
	メ ャ ル	

熊 本 県 中 小 企 業 融 資 制 度 申 込 書

熊本県知事 様

下記のとおり熊本県中小企業融資制度の利用をしたいので、関係書類を添えて申し込みます。

記

商 号 又は 名称(氏名)			申込日	年 月 日		
(ふりがな)			住 所	〒 ー		
代表者名				e-mail		
借入希望金額			利用予定 金融機関	【機 関 名】		
				【本支店名】 本店 ・ ()支店		
融資希望時期	年 月 日		融資希望期間	か月		
1 金融円滑化特別資金 □借換なし □借換あり	□ 一般枠	□ 売上総利益率減少 □ 営業利益率減少				
		□ 外部環境の変化 □ アスベスト □ 鳥インフルエンザ □ 口蹄疫				
		□ その他 ()				
		()号				
	□ セーフティネット保証 対応枠	□ 令和2年7月豪雨枠 □ 令和2年7月豪雨罹災証明 □ 令和2年7月豪雨なりわい再建支援 補助金交付決定				
		□ 米国関税対策枠 □ 平均売上高等減少 □ 平均売上高等減少見込み				
	2 小規模事業者おうえん資金		□ 資金使途が台湾関連ビジネスである(該当する場合のみチェック)			
	3 創業者支援資金	□ 一般枠		□ スタートアップ促進保証分		
		□ 再チャレンジ枠				
	4 経営革新等支援資金	□ ゼロカーボン関連		□ 「再エネ100宣言 RE Action」に参加 □ 「再エネ100宣言 RE Action」に未参加		
		□ 産業振興関連	□ 環境対策関連	□ 職場環境関連	□ 災害対策関連	□ その他
	5 新事業展開支援資金	□ 現に営んでいる事業を継続 □ 現に営んでいる事業の全部又は一部を廃止 □ 新会社を設立				
	6 中小企業短期資金					
7 事業承継者おうえん資金	□ 事業承継を行う(又は行って5年以内) □ 経営承継円滑化法の認定 □ 専門家の派遣					
8 経営改善資金(経営改善・再生支援強化型)						
9 台湾関連ビジネス拡大支援資金	□ 一般枠		□ 海外投資枠			
10 生産性向上等緊急支援資金	□ プロパー融資を同時実行する場合		□ 経営行動計画書を策定する場合			

※該当するものに☑をつけること。

【商工団体が受け付けた場合】 申込者 → 商工団体 → 金融機関 → 保証協会
※原本は、商工団体が保管することとし、金融機関・保証協会には写しを送付する。

【金融機関が受け付けた場合】 申込者 → 金融機関 → 保証協会
※原本は、金融機関が保管することとし、保証協会には写しを送付する。

商 工 団 体 意 見 書

取扱金融機関の長

熊本県信用保証協会会長

様

商号又は 名称(氏名)		意見書作成日	年 月 日
会員・非会員			
資金 選択の理由			
資金使途 及び 事業計画 に関する意見			
営業状況 及び 償還能力 に関する意見			
融資の適否 に関する 総合意見			
経営指導員の 関与について	これまでの経営支援	今後の経営支援	

※ 経営指導員が経営支援に関わっていない場合は、経営指導員の関与については記入不要。

※ 経営支援プログラム実施企業の場合は、□にチェックのうえ、経営支援プログラムの期間、担当経営指導員名をご記入ください。

☐ 経営支援プログラム実施企業

【 期 間 】 年 月 日 ～ 年 月 日

【 担 当 経 営 指 導 員 氏 名 】

上記意見を付してあつせんします。 商工会議所会頭 商工会会長 中小企業団体中央会会長	融資要件等内容を確認した経営指導員 氏 名
---	---------------------------------

次の①又は②のいずれでも可（原本は、商工団体が保管）

- ① 商工団体 → 申込者に交付 → 金融機関 → 保証協会
 ② 商工団体 → 金融機関 → 保証協会

金融機関が申込先となる場合に記載

金 融 機 関 意 見 書

熊本県信用保証協会会長 様

商号又は 名称(氏名)		意見書作成日	年 月 日
資金 選択の理由			
資金使途 及び 事業計画 に関する意見			
営業状況 及び 償還能力 に関する意見			
融資の適否 に関する 総合意見			

上記のとおり意見書を提出します 金融機関名 支店長名	融資要件等内容を確認した担当者 氏 名
---	-----------------------------------

資 金 繰 表

（単位：千円）

		／ 月実績	／ 月予定	／ 月予定	／ 月予定	／ 月予定	／ 月予定
売 上 高							
仕 入 高（生産高）							
前月繰越 現金 (A) (受手) (イ)							
収 入	売上回収 現金 (受手)	()	()	()	()	()	()
	取立手形入金 (1)						
	前受金 現金 (受手)	()	()	()	()	()	()
	その他						
	収入計 現金 (B) (受手) (ロ)						
支 出	仕入支払 現金 (支手)	()	()	()	()	()	()
	支 手 決 済						
	人 件 費						
	諸経費 現金 (支手)	()	()	()	()	()	()
	前渡金 現金 (支手)	()	()	()	()	()	()
	設備支払 現金 (支手)	()	()	()	()	()	()
	その他						
	支出計 現金 (C) (支手)						
廻 し 手 形 (2)							
差引現金過不足 (A) + (B) - (C)							
財 務 収 支	借入金返済 (運)						
	〃 (設)						
	借 入 金 (運)						
	〃 (設)						
	手 形 割 引 (3)						
	(割 手 落 込)	()	()	()	()	()	()
翌 月 繰 越 金							

※受手現在高 = (イ) + (ロ) - (1) - (2) - (3)

収 支 予 定 表

（単位：千円）

	/ 期実績		/ 期実績		/ 期予定		/ 期予定		/ 期予定	
		%		%		%		%		%
売 上 高	()		()		()		()		()	
売 上 原 価										
売 上 総 利 益	()		()		()		()		()	
販 売 管 理 費										
営 業 利 益	()		()		()		()		()	
営 業 外 収 益										
営 業 外 費 用 （支払利息・割引料）	()		()		()		()		()	
経 常 利 益	()		()		()		()		()	
特 別 損 益										
法 人 税 等										
イ 当 期 純 利 益	()		()		()		()		()	
ロ 減 価 償 却										
① 返 済 財 源 （イ＋ロ）										
② 本 件 含 め た 借 入 返 済 額 （内設備分）	()		()		()		()		()	
③ 長 期 支 払 手 形										
財 源 余 力 （①－②－③）										
売上高・利益の 根拠、財源不足 の補てん方法等 （別紙記載も可）										

1 売上高は対前年比、その他は対売上高比を（ ）内に記入してください。

2 運設併用分は設備分に含めてください。